

塩見川流域での今後の治水対策について

～流域治水の実現に向けた特定都市河川の指定検討～

目 次

1. 流域治水の必要性について
2. 特定都市河川の指定制度について
3. 指定を検討するための地元説明会の実施（報告）

令和6年10月
鳥取県



1.流域治水の必要性について



河川整備の課題

・近年の激甚化する雨に対応するには、河川整備を引き続き推進することに加え、河川整備だけでは対応できない規模の降雨に対しては、流域全体における治水対策(流域治水)が必要となります。

※実際にR5.7豪雨は河川整備で対応できない規模の降雨(100年に1度の降雨規模)が発生しました。

R5.7豪雨の状況(浜湯山地区周辺)



R5.7豪雨の状況(駅前地区周辺)



戦後最大規模の降雨の発生により、湯山地区・駅前地区では大規模な浸水被害が発生しました。

1.流域治水の必要性について



塩見川流域について

塩見川流域は周りが山地や砂丘地で囲まれており
降雨時には町内全域から塩見川に水が集まる



浸水被害を少しでも軽減するために、
河川に水をできるだけ集めないための
流域全体における治水対策(流域治水)が必要



2. 特定都市河川の指定制度について

特定都市河川浸水被害対策法の改正(令和3年)

- ◆ 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**
- ◆ 令和3年の法改正により、指定要件に接続する河川や自然的な条件等により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川が追加され、**塩見川のような実質的に都市部ではない中小河川でも指定が可能となった。**

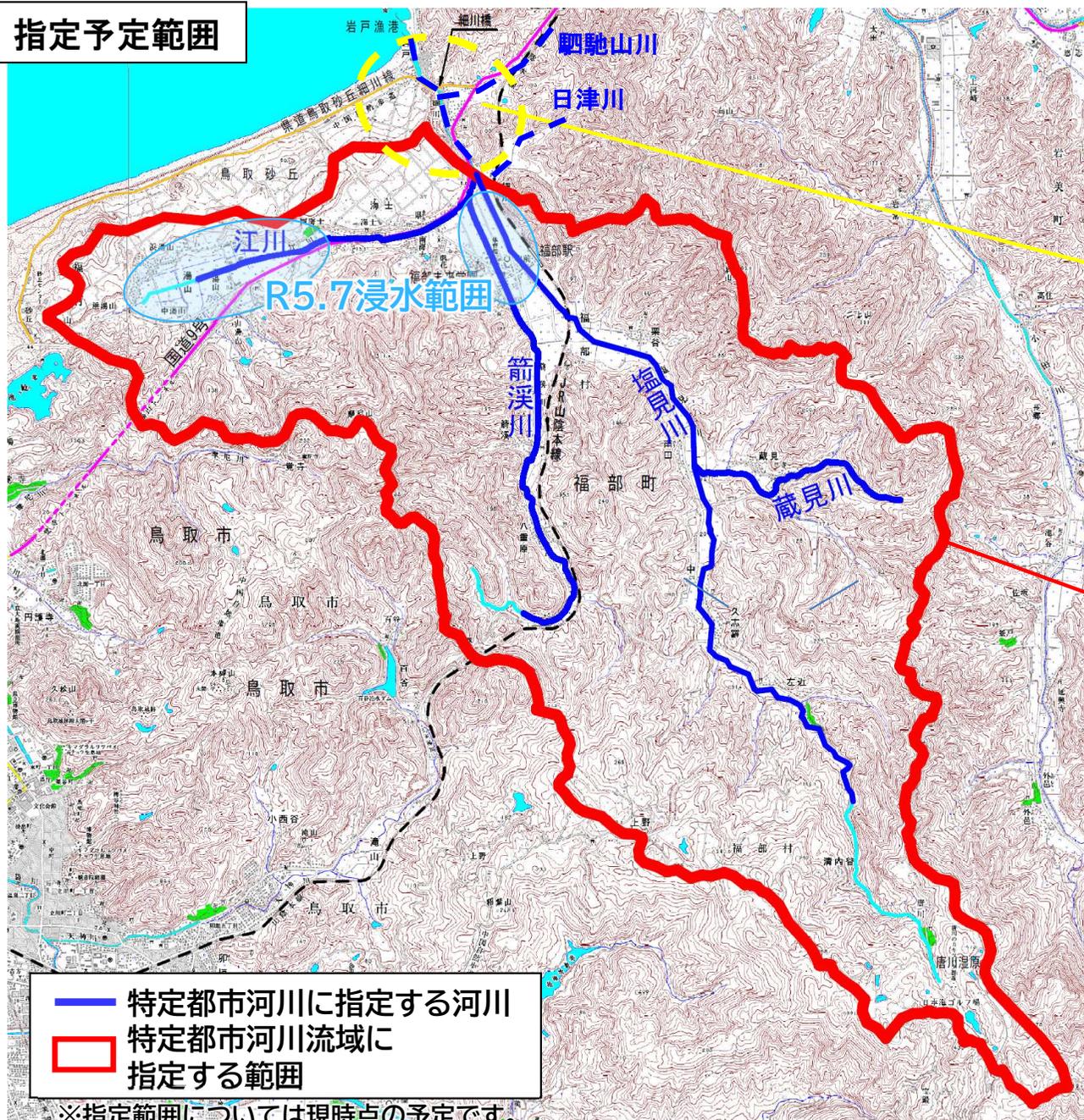


2.特定都市河川の指定制度について



塩見川流域の指定範囲について(案)

指定予定範囲



指定範囲の方向性(検討中)

塩見川河口～箭溪川との合流点を指定しない理由

- 対象・・・砂丘地区、岩戸地区、細川地区(海側)
海士地区(海側)、湯山地区(海側)
- ・河川整備済みの区間であるため
 - ・河川に入った水がすぐに河口へ流出するため

合流点～上流を全て指定する理由

氾濫域(大雨の際に河川から水が溢れる範囲)と
集水域(河川に水が集まる範囲)が対象

- ・水が集まる範囲と支川(2級河川までが対象)を全て指定することで流域一体で河川に水を集めないための浸水対策を実現するため。

福部町のほとんど全域を指定予定

2.特定都市河川の指定制度について



特定都市河川の指定によって **みんな** でできる **5** つのこと

主にできること

みんなが参加できる仕組み



流域水害対策計画の策定
流域水害対策協議会

計画に基づくハード対策の加速化



特定都市河川・
特定都市下水道の整備

雨水流出の増加を抑制
雨水流出のさらなる抑制



雨水浸透阻害行為の許可
雨水貯留浸透施設整備計画の認定

流域における貯留機能の保全



保全調整池の指定
貯留機能保全区域の指定

水害リスクを減らすまちづくり
住まい方の工夫



浸水被害防止区域の指定

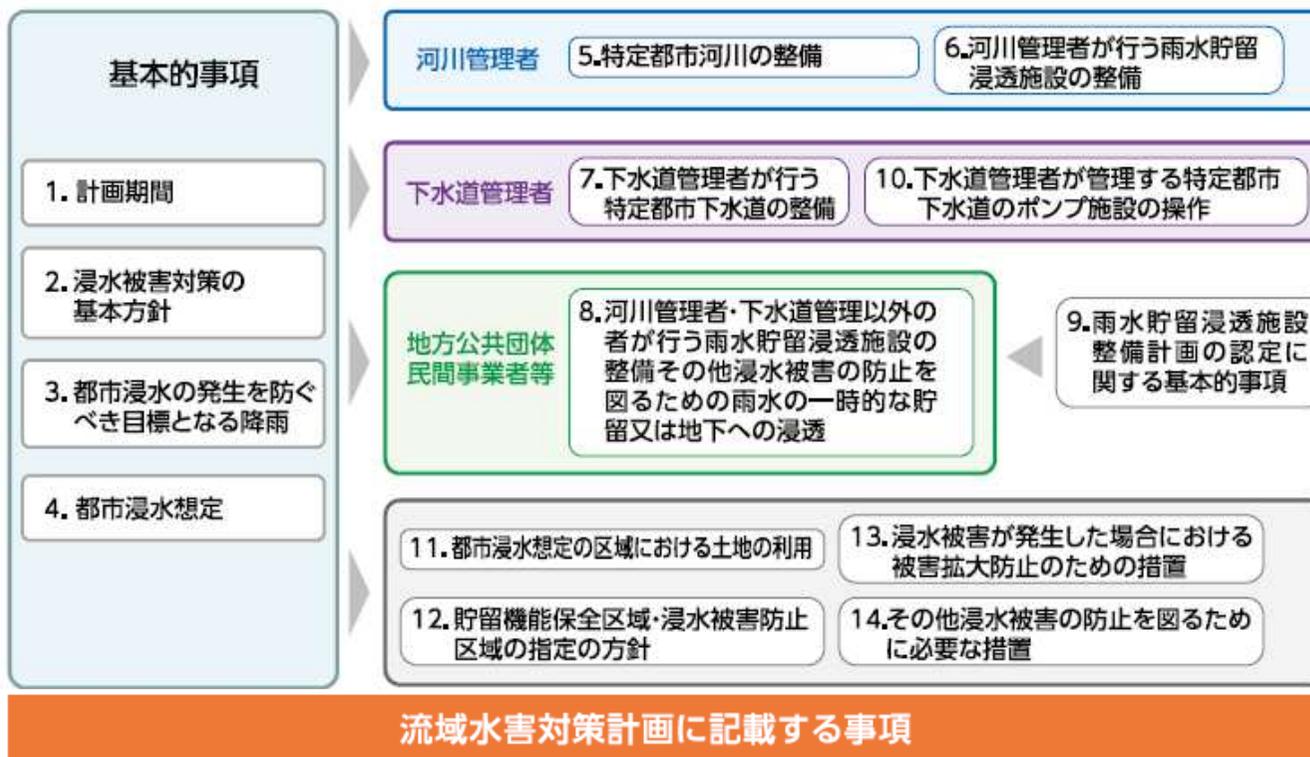
※指定後に別途
検討できること

2. 特定都市河川の指定制度について



① みんなが参加できる仕組み

特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が協働して「流域水害対策協議会」を設置し、「流域水害対策計画」を策定



【流域水害対策協議会の構成イメージ】



●:流域水害対策計画策定主体

(協議会設置)
国土交通大臣指定河川:設置必須
都道府県知事指定河川:設置任意

(構成員)
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇨ 構成員は協議結果を尊重

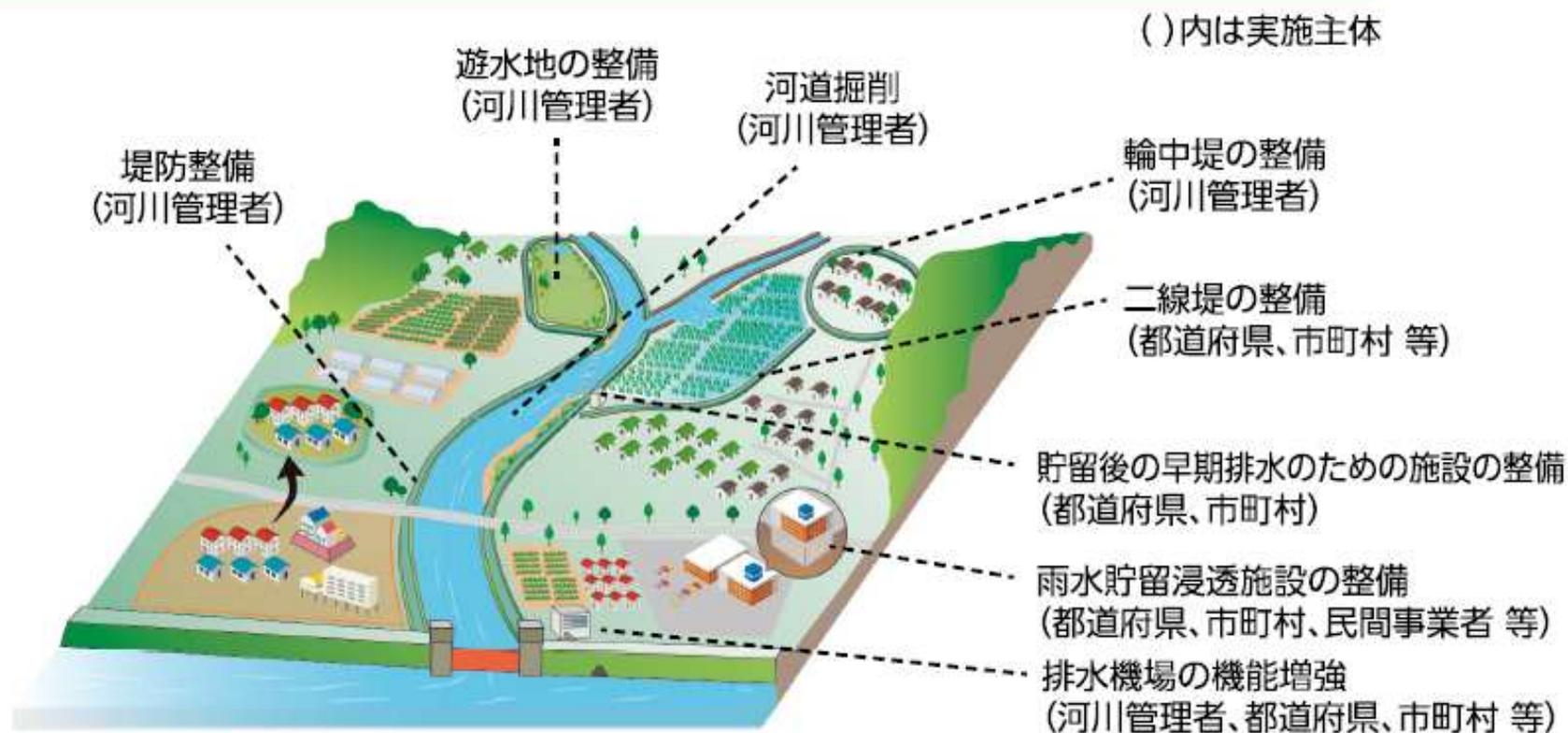


大和川流域水害対策協議会

②流域水害対策計画に基づくハード対策の加速化

流域水害対策計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等と一体的に行うハード対策に予算を重点措置

●特定都市河川におけるハード対策(河川)の例



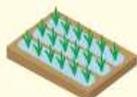
③ 雨水流出の増加を抑制（雨水浸透阻害行為の許可）

一定規模以上の雨水浸透阻害行為※（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し、対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）を義務付け

※1,000m² ただし、都道府県の条例で500m²以上、1,000m²未満の範囲内で別に定めることが可能

雨水浸透阻害行為の例

1 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



耕地

宅地



2 土地の舗装



耕地

駐車場



3 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



林

運動場



4 ローラー等により土地を締め固める行為

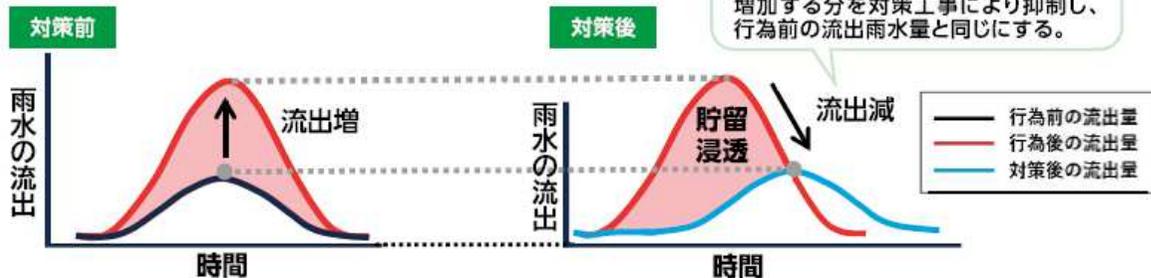


原野

資材置場



雨水の流出抑制イメージ



< 対策工事の事例：建物の地下に雨水貯留施設を設置 >



3. 指定を検討するための地元説明会の実施（報告）

特定都市河川の指定を検討するために実施した地元説明会について

○令和6年8月22日：福部町区長会
場所：福部町総合支所2階会議室

○令和6年9月25日～27日：地元全体説明会
場所：福部町コミュニティセンター

日程	対象地区・参加人数
9/25	栗谷、八重原、箭溪、高江、駅前、南海士、浪花団地 ⇒参加人数：26人
9/26	砂丘、浜湯山、山湯山、東湯山、海士、細川、岩戸 ⇒参加人数：7人
9/27	清内谷、左近、久志羅、上野、中、蔵見、南田地区 ⇒参加人数：12人

※参加人数は対象地区外からの参加含む

⇒参加人数は全世帯(約800世帯)の5%程度

3. 指定を検討するための地元説明会の実施（報告）

説明会での主な意見について

日程	意見
区長会	<ul style="list-style-type: none">・土地の規制により、生活するのに不便になることはあるか？・集落内を流れる砂防河川や溪流等の小さな河川沿いの土地も規制の対象となるか？
地元全体説明	<ul style="list-style-type: none">・住民全体へ広めるために、再度説明の場を設けてほしい。・指定のスケジュールを急ぎすぎでは？・もっと丁寧に住民の理解を得るべき。・指定されることで、現状と比べてどう変わるのか具体的な事例を示してほしい。（雨水浸透貯留施設の設置に要する費用など）・指定により具体的に何ができるのか、効果がどの程度あるのかを示してほしい。・塩見川流域・福部町全体での問題として捉え、先ずは区長会の場で各地区の区長の理解を得るべき。

⇒指定ありきではなく、説明会で出た意見の回答について別途説明の場を設け、引き続き丁寧に地元説明を行う予定